

令和8年度

荒川中部農業水利事業
導水幹線（その10）工事

特別仕様書
（当初）

関東農政局 荒川中部農業水利事業所

第1章 総 則

荒川中部農業水利事業導水幹線（その10）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営荒川中部土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための水路等を改修するために造成した、導水幹線仮設調整池及び付帯設備の撤去、水路付帯設備の更新を実施するものである。

2. 工事場所

埼玉県深谷市武蔵野、大谷、境、田中、上原、櫛引、櫛挽、岡部及び針ヶ谷地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- ・仮設調整池撤去、埋戻し、耕地復旧 1箇所
内訳 左調整池（調整池容量 $V=6,670\text{m}^3$ ）
 - 流入水路・流出水路撤去 1式
 - 付帯施設撤去 1式
 - 耕地復旧 5,224 m^2
- ・水路付帯設備更新 20箇所
- ・仮 設 工 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内施工（流入・流出口閉塞、水路付帯設備更新）及び流入・流出水路撤去は、非かんがい期の10月1日以降を想定している。

また、契約日から令和8年5月27日までは余裕工期とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を月当たり14日／月を見込んでいく。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休(5月2日～5月6日)、夏季休暇(8月13日～8月16日)、年末年始休暇(12月29日～1月3日)。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、午後5時から午前8時まで。

なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 交通制限

当該工事区間において地域住民・営農者等が作業のため通行する際は調整し、通行の確保及び安全に努めなければならない。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等について別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び礫質土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を施工又は予定しているため、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

導水幹線(その9)工事

工期：令和8年4月から令和8年11月まで(予定)

導水幹線(その11)工事

工期：令和8年5月から令和9年1月まで(予定)

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

- 1)騒音・振動基準は、騒音規制法及び振動規制法を遵守し、工事用地と民地との境界において、騒音基準値を 85db、振動基準値を 75db 未満とするが、これを超える場合は、作業を一時中止し監督職員と協議するものとする。
- 2)騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な捗進に努めなければならない。
- 3)地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、対策について監督職員と協議を行うものとする。

(2)保安対策

- 1)工事用車両の工事現場への出入りに際しては、資機材、土砂搬入出は深谷市道及び県道を利用するものとし、安全対策等について保安対策を講じるものとする。
- 2)本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 3)交通誘導警備員については、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代制
深谷市道 120 号線	1 名/日 (左調整池)	1 名	昼間	無
深谷市道 幹 156 号線	1 名/日 (仮置場)	1 名	昼間	無
深谷市道 125 号線	1 名/日 (左右分水工)	1 名	昼間	無
県道 62 号線	1 名/日 (県道深谷寄居線 サイホン呑口・吐口)	1 名	昼間	無
深谷市道 117 号線	1 名/日 (土塊スクリーン)	1 名	昼間	無
深谷市道 117 号線	1 名/日 (榎堂サイホン呑口)	1 名	昼間	無
深谷市道 幹 49 号線	1 名/日 (櫛引入口サイホン呑口)	1 名	昼間	無
深谷市道 48 号線	1 名/日 (櫛引排水路直上流サイホン)	1 名	昼間	無
深谷市道 280 号線	1 名/日 (境分水工)	1 名	昼間	無
深谷市道 280 号線	1 名/日 (境調整水門下流落差工)	1 名	昼間	無

深谷市道 299 号線	1 名／日 (境サイホン呑口)	1 名	昼間	無
深谷市道 63 号線	1 名／日 (武川 5 号分水工)	1 名	昼間	無
深谷市道 95 号線	1 名／日 (武川 6 号分水工)	1 名	昼間	無
県道 86 号線	1 名／日 (曲がりサイホン呑口)	1 名	昼間	無
深谷市道 幹 9 号線	1 名／日 (櫛引制水門下流サイホン呑口)	1 名	昼間	無
深谷市道 197 号線	1 名／日 (西原鉄板サイホン呑口)	1 名	昼間	無
深谷市道 192 号線	1 名／日 (県営南岡用水路上流スクリーン)	1 名	昼間	無
深谷市道 291 号線	1 名／日 (県営左幹線水路スクリーン)	1 名	昼間	無
深谷市道 270 号線	1 名／日 (県営寄居岡部深谷線サイホン吐口)	1 名	昼間	無
深谷市道 84 号線	1 名／日 (新幹線上流落差工)	1 名	昼間	無
深谷市道 54 号線	1 名／日 (新幹線上流簡易ゲート)	1 名	昼間	無

(3) 交通対策

1) 本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。また、工事現場への出入りで使用する深谷市道での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。

2) 深谷市道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

3) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。

(4) 現場内への立入制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要に応じ安全施設を設置するものとする。

(5) 防塵対策

防塵対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地の状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 土砂等の流出防止工

天気予報に十分な注意を払い、工事区域外への土砂等の流出防止に努めなければならない。

い。

4. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 現場搬入出路

- (1) 県道 62 号 深谷・寄居線他、図面に示す現場搬入出道路を利用することとしている。
- (2) 善良な使用にも関わらず路面及び構造物に損傷を与えた場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工所用道路等

- (1) 受注者は、図面に基づき工所用道路等の設置(敷鉄板を敷設)を行う。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任においてしなければならない。使用後は、原形に復旧するものとする。
- (2) 善良な維持管理を行っても、ダンプトラックの運行に支障をきたす場合は、現場の状況を監督職員に報告し、対応について協議するものとする。

3. 土砂等仮置場

仮置場は、図面に示す箇所とし、仮置予定量は次のとおりである。

名 称	地先名	仮置予定量	摘 要
仮置場	深谷市武蔵野地先	2,076m ³	左池埋戻し用 (右上・下流調整池 良質掘削残土)

4. 現場発生材の搬出先

本工事の施工に伴い発生する金属くず類(ネットフェンス、ゲート、鋼製異形管、スクリーン、転落防止蓋等)の搬出先は下記に示す場所とする。

名 称	搬出先(住所)	搬出予定数量	適 用
現場発生材仮置き場	深谷市大谷2830-2 上大谷揚水機場	1 式	

なお、現場発生材については、重量を測定し工事現場発生材報告書を監督職員に提出するものとする。

5. 建設発生土受入地

本工事で発生する残土は下記に示す場所に搬出するものとする。搬出予定数量は以下のとおりである。

名 称	搬出先	搬出予定量	摘 要
建設発生土受入地	(株)HKC (大里郡寄居町今市地内)	301m ³	残土処理

6. 仮囲い

別添図面に示す範囲は仮囲いを施工するものとする。なお、現場条件及び地権者等の意向により仮囲いを変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 水替工

工事現場内における湧水・残留水等は想定していないが、湧水等が確認された場合は処理方法について監督職員と打合せのうえ施工するものとする。

また、調整池内において雨水等により排水処理が必要な場合についても上記と同様に対応するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下、「工事用地等」という。)は、図面に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員及び地権者の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控え杭を設置するものとする。

なお、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者より土地返還引受書を徴収するものとする。

3. 工事用地

上記1以外の工事用地等は、水路附帯設備更新箇所に隣接する管理用道路、市道等の利用を想定しているが、施工に必要となる範囲を検討するとともに、対策、期間等について監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 表土 畑地復旧用表土

(2) 鋼材類

- 1) 転落防止蓋 アーチ形ネットカバー
- 2) ゲート ステンレス製スライドゲート
- 3) スクリーン ステンレス製スクリーン

2. 見本又は資料提出

(1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
購入土（畑用表土）	見本
転落防止蓋	製作図、カタログ、試験成績書
ゲート	製作図、カタログ、試験成績書
スクリーン	製作図、カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
敷鉄板	22*1524*6096、22*1524*3048	埼玉県深谷市

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事で使用する基準点及び水準点は、図面に示す H27-KBM. 3 (EL=86.921m)、HANA 2 (EL=84.875m) を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認(施工段階確認)

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)
調整池掘削	床付け状況、基準高さ	各調整池の初期築堤材撤去段階
心土埋戻し	埋戻し状況、基準高さ	各調整池の心土埋戻し完了段階
表土復旧	表土厚さ	各調整池の完了段階

2. 建設資材廃棄物の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊 (無筋・有筋)	亀井産業(株) 熊谷工場	埼玉県熊谷市三ヶ尻 4236	7:45~16:45	再資源化施設 業者
廃シート類 (土木シート・吸い 出し防止)	(株)シタラ興産	埼玉県深谷市折之 口稜威ヶ原 1786-1	8:30~17:30	〃
廃遮水シート類 (ベントナイト系・塩 ビ系)	(株)シタラ興産	埼玉県深谷市折之 口稜威ヶ原 1786-1	8:30~17:30	〃
廃 FRPM 管	(株)シタラ興産	埼玉県深谷市折之 口稜威ヶ原 1786-1	8:30~17:30	〃

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
--	----------------	----------------------	----------------------

■が該当部分である。

4. 調整池土工

(1) 掘削

- 1) 調整池内の堆積土及び大型土のう詰土は、自然乾燥による曝気後建設資材廃棄物として処分する計画としているが、埋戻し材として流用可能と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 仮設調整池の築堤土は、埋戻しに流用するものとする。築堤土が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し

- 埋戻しは、施工条件に合った締固め機械で締固めを行わなければならない。
- 埋戻し土は、掘削した築堤土を流用するものとし、不足分は図面に示す仮置場及び武蔵野②の預土を使用するものとする。

5. 水路附帯設備更新工

(1) 据付工

1) 一般事項

ゲート・スクリーン・転落防止蓋の製作にあたっては、設置個所毎に再計測を実施したのち製作図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

2) ゲート・スクリーン・転落防止蓋の据付

- ① 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- ② ゲート、スクリーン、転落防止蓋の据付の際に重機等を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- ③ ゲート、スクリーン、転落防止蓋の据付に当たっては機能を十分に発揮するように正確に据え付けなければならない。

(2) 撤去工

既設ゲート、スクリーン、転落防止蓋、ネットフェンスの撤去に当たっては、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。撤去したゲート、スクリーン、転落防止蓋、ネットフェンスは、重量を計測し、「第5章指定仮設4. 現場発生材の搬出先」まで運搬するものとする。

6. 構造物撤去工

(1) コンクリート構造物取壊し工

コンクリート構造物取壊は、低騒音・低振動対策により施工するものとする。

なお、撤去時は取り残しが発生しないよう確認するものとする。

(2) ネットフェンス撤去工

再利用するネットフェンス及び門扉は、再利用可能なように慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。

なお、再設置に必要な延長の再用品の確保が困難と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。

7. 復旧工

(1) 耕地復旧

1) 耕地の原形復旧に当たって、耕土等には絶対に碎石等を混入させてはならない。やむを得なく混入した場合は、受注者の責任で混入物を取り除いて処理するものとする。

2) 降雨等施工条件の悪い時は、原則として作業をしてはならない。

3) 設計図書に示してある地盤標高は目標数値であり、仕上がり標高については監督職員と協議するものとする。

4) 耕地の表土復旧厚さは別添図面のとおりである。20cm 以深については埋戻しと同様の施工とし、土は表土と同じものとする。なお、表土（土質）は地権者に確認を行わなければならない。

5) 基盤均平作業は作業の良し悪しにより、畑面乾燥・耕土厚・作物育成にむらを生じる原因となり、しかも、表土戻しの後、手直し作業は非常に困難であるので、作業は細心の注意を払って仕上げなければならない。

6) 基盤復旧後に表土の埋戻しを行い、トラクター等により2回掛けの耕起を行わなければならない。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は入札説明書による。

2. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト

(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合
- 2) 購入土が必要になった場合
- 3) 土質試験の結果、埋戻材等について変更が生じた場合
- 4) 土質調査が必要となった場合
- 5) 地下埋設構造物(埋蔵文化財含む)の出現があった場合

- 6) 指定仮設に変更が生じた場合
- 7) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 8) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 9) 仮置場に変更が生じた場合
- 10) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要がある場合
- 11) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 12) 排水処理が必要となった場合
- 13) 運搬土量に変更が生じた場合
- 14) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- 15) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- 16) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 17) 既設水路内の堆積物の運搬・処分が必要となった場合
- 18) 原形復旧を追加する必要がある場合
- 19) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合
- 20) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 21) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 22) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 23) 既設利用を計画していた施設の補修等の必要が生じた場合。
- 24) ゲート・スクリーンの追加が必要となった場合
- 25) 水路補修等が必要となった場合
- 26) 騒音・振動調査が必要となった場合
- 27) 濁水処理、水質汚濁対策が必要となった場合
- 28) その他精査により変更が生じた場合
- 29) その他監督職員が必要と認めたもの

第13章 その他

1. 契約後VE方式

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ)競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3)VE 提案書の提出

- ① 受注者は、2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア)設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ)VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ウ)VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ)発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ)工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ)その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- ② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4)VE 提案の適否等

- ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書 様式 6-5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)に

より、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R)正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

(2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議によるものとする。

(2) 円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等に

ついて、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2)快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事(施工箇所)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基／工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3)快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6. 現場環境改善費

- (1)現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3)受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実

	⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス(交通誘導警備員待機室) ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報器等)
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

7. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休 2 日 〔 現場閉所 1 週間に 2 日以上 〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

8. 週休 2 日制の促進

(1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下

記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2)発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- 3)受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4)受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5)受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8)疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1)本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『<施工場所①>左調整池』『<施工場所②>榎堂・櫛入口』『<施工場所③>右幹線水路』『<施工場所④>境分水工』『<施工場所⑤>武川用水路』『<施工場所⑥>曲がりサイホン』『<施工場所⑦>櫛引地区』『<施工場所⑧>県左幹線分岐部』『<施工場所⑨>新幹線上流』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2)本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。
- (3)本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知さ

れる調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

(7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8)疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期間までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている247日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年1月29日(工事完了期限日)まで

14. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1)本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2)用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3)受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4)気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なおWBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5)受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6)発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率(\%)} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1)受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2)発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

17. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。